

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	11-1
許認可等の種類	漁場改善計画の認定			
根拠法令条例等・条項	持続的養殖生産確保法第4条第1項			
許認可等の概要	漁業協同組合等の漁場改善計画の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>持続的養殖生産確保法 (漁場改善計画の認定)</p> <p>第四条 漁業協同組合その他の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第二項に規定する区画漁業権(これを目的とする入漁権を含む。)を有する者(以下「漁業協同組合等」という。)は、基本方針に基づいて持続的な養殖生産の確保を図るため、単独又は共同で養殖漁場の改善に関する計画(以下「漁場改善計画」という。)を作成し、当該漁場改善計画が適当である旨の都道府県知事(漁場改善計画の対象となる水域が二以上の都道府県知事の管轄に属する場合にあつては、当該水域を最も広くその管轄する水域を含む都道府県知事。ただし、当該漁場改善計画の対象となる水域に漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う養殖漁場が含まれる場合にあつては、農林水産大臣。以下この条及び次条において同じ。)の認定を受けることができる。</p> <p>2 漁場改善計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 対象となる水域及び養殖水産動植物の種類</p> <p>二 養殖漁場の改善の目標</p> <p>三 養殖漁場の改善を図るための措置及び実施時期</p> <p>四 養殖漁場の改善を図るために必要な施設及び体制の整備</p> <p>五 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>一 漁場改善計画の内容が基本方針に適合するものであること。</p> <p>二 漁場改善計画の内容が前項第二号に掲げる目標を確実に達成するために適切であること。</p> <p>三 漁場改善計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。</p> <p>4 都道府県知事は、他の都道府県知事が管轄する水域を含む漁場改善計画を認定するに当たっては、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>持続的養殖生産確保法施行規則 (漁場改善計画において定める事項)</p> <p>第二条 法第四条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 養殖漁場の調査手法に関する事項</p> <p>二 漁場改善計画を変更する場合の手續</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p>(漁場改善計画の認定申請手續等)</p> <p>第三条 法第四条第一項の規定により漁場改善計画の認定を受けようとする漁業協同組合等(同項に規定する漁業協同組合等をいう。以下同じ。)は、申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 漁場改善計画</p> <p>二 漁場改善計画を作成した漁業協同組合等の氏名(法人又は漁業を営む者の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所</p> <p>2 前項の規定は、法第五条第一項の規定による認定について準用する。</p> <p>3 法第五条第一項の規定による認定の申請をしようとする漁業協同組合等は、当該申請に係る認定漁場改善計画の変更が当該認定漁場改善計画で定める前条第二号の手續に従って行われたことを証する書面を添付しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	処分の先例がなく、具体化するのが困難			
期間の制定根拠	—			